

## 松島町教育委員会ホームページ運用規程

### (目的)

第1条 本規程は、松島町教育委員会及び松島町立学校の設置に関する条例（昭和39年松島町告示第30号）第2条の施設（以下「学校等」という。）が、ホームページを活用し、各機関に関する情報を発信することにより、開かれた教育委員会、学校を実現することを目的として必要な事項を定める。

### (管理者)

第2条 教育委員会のページの管理者は教育長とし、学校（幼稚園）のページの管理者は当該学校長（園長）とする。

2 管理者は、ページ管理運用責任者を指名し、管理運用を行わせるものとする。

### (ホームページ管理運用に関する研修)

第3条 教育委員会は、ホームページの管理運用に関して、次の事項の研修を実施するものとする。

- (1) ホームページの管理運用に関すること。
- (2) ホームページの掲載内容に関すること。
- (3) セキュリティに関すること。
- (4) 人権尊重及び個人情報の保護に関すること。
- (5) 知的所有権に関すること。
- (6) その他ホームページの維持管理に関し必要な事項

2 研修の対象者は、教育委員会事務局職員及び学校等の職員とする。

### (個人情報・知的所有権の保護)

第4条 ホームページに情報を掲載する場合は、個人情報の保護に関する法令等に基づき、人権尊重、個人情報、著作権等の知的所有権の保護等に配慮し、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 園児、児童、生徒（以下「生徒等」という。）の氏名、住所、電話番号、生年月日、成績等の個人情報は公開しないこと。
- (2) 生徒等の作品、肖像等をホームページ上で公開する場合は、生徒等及び保護者の同意を得た上で行う。なお、氏名の表示について教育上必要がある場合は、生徒等及び保護者の同意を得た上で行い、原則として姓を用い、名は使わないこと。
- (3) P T A等の学校教育活動協力者（以下「協力者」という。）の作品、肖像等をホームページ上で公開する場合は、協力者の同意を得た上で行うこと。
- (4) 著作権等に係る知的所有物をホームページ上に掲載する場合は、必ず知的所有権者の了解を得て行うこと。

- (5) 写真と名前が一致し、第三者が見て個人名が特定できる写真は、原則として、学校ホームページ上で使用しない。ただし、ホームページの目的上公開することがやむを得ないときは、本人及び保護者の同意を得て使用すること。

(ホームページ上に掲載する情報)

第5条 ホームページ上に掲載する情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校（園）紹介、学校（園）沿革史、校（園）歌紹介、写真ギャラリー
- (2) 月間行事予定、年間行事予定
- (3) 活動日記
- (4) アクセス
- (5) 松島町教育委員会ホームページ運用規程
- (6) その他、教育長が必要と認める事項

(リンク)

第6条 ホームページに対する他のページからのリンクは、教育目的のものについては管理者の同意の上、著作権表示を明確にすることで認める。

2 ホームページから他のページへのリンクは、教育的効果を十分配慮し設定するものとし、有害情報等が含まれると判断されたページへのリンクは設定しない。

(禁止事項)

第7条 次に掲げる内容は、ホームページ上に掲載しない。

- (1) 第三者を誹謗中傷したり、第三者に不利益等をもたらすもの。
- (2) 犯罪行為に結びつく恐れのあるもの。
- (3) 法律に違反するもの、公共の福祉に反するもの及び教育上不適切なもの。
- (4) 営利を目的としたもの。

(著作権等)

第8条 ホームページの著作権は、教育委員会に帰属する。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。